

順天堂大学医学部附属練馬病院における三次救急医療機関の指定等を求める意見書

区は約 74 万人の人口を抱えながらも、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関がないため、毎年 1,000 人以上の区民が、区外の医療機関に搬送されている。

また、本区に加え、環状八号線沿いの自治体は、三次救急医療機関がない空白地域となっている。

感染症の拡大時や、災害時に備えた医療提供体制を確保するためにも三次救急医療レベルの機能が整備されることは、区の重要課題であり、昨年 10 月には、練馬区長から都知事に直接、三次救急医療機関の指定について協力要請を行ったところである。

都は、三次救急医療機関について、令和 4 年度、新たに 2 病院の指定を予定していることを明らかにした。

よって、本区議会は都に対し、下記の事項について取り組むことを求める。

記

- 1 順天堂大学医学部附属練馬病院の三次救急医療機関の令和 4 年度の指定に向けて、病院、区と協議を進められたい。
- 2 災害拠点病院である順天堂大学医学部附属練馬病院においては、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所の確保のため、さらなる施設整備が不可欠である。しかし、現在の建築規制の下では困難な状況であることから、用途地域等の変更について、区と協議を進められたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 15 日

練馬区議会議長 かしわざき 強

東京都知事 宛て